

広報かどま令和4（2022）年6月号

ネット通販の定期購入にご注意を

「インターネットの広告を見て、お試し価格のサプリメントを注文したところ、定期購入になっていた。4回取らないと解約してもらえない」という相談が以前からありました。

最近「注文する前に定期しぼりがなくいつでも解約できることをしっかり確認したにも関わらず、4回しぼりの定期購入だった」という相談が入っています。これは、定期しぼりのないコースへの申込が完了し、契約内容確認画面が表示された直後に、「注文者限定割引クーポン」が表示され、「このクーポンを利用する」にチェックをいれると4回の定期購入へとコース変更される仕組みになっています。注文後にこのような表示がでた際には、安くなるならと安易にチェックを入れず、説明内容をきちんと確認してください。一旦契約が成立すると簡単には解約できないので注意が必要です。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249